

令和4年第4回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和4年12月5日（月曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長 萩原 達雄	副 村 長 早坂 勝伸
教 育 長 齋藤 浩	監 査 委 員 和泉 文雄
総 務 課 長 佐野 克彦	企 画 財 政 課 長 残間 文広
住 民 生 活 課 長 早坂紀美江	税 務 課 長 堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長 金刺 隆司	産 業 振 興 課 長 渡邊 愛
都 市 建 設 課 長 後藤 広之	教 育 次 長 兼 岩淵 克洋 指 導 主 事
学 校 教 育 課 長 森田祐美子	社 会 教 育 課 長 大沼 善昭
会 計 管 理 者 堀籠満智男	子 育 て 支 援 室 長 小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 書記 小原 昭子 書記 残間 頼

議事日程（第3号）

令和4年12月5日（月曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第54号 大衡村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 第 3 議案第 5 5 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 5 6 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 5 7 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 5 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 5 9 号 大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 6 0 号 令和 4 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 9 議案第 6 1 号 令和 4 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 0 議案第 6 2 号 令和 4 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 1 1 議案第 6 3 号 令和 4 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 2 議案第 6 4 号 令和 4 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 1 3 議案第 6 5 号 令和 4 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 1 4 議案第 6 6 号 令和 4 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 1 5 議案第 6 7 号 令和 4 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 1 6 議案第 6 8 号 令和 4 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 7 議案第 6 9 号 令和 4 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 8 議案第 7 0 号 令和 4 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 1 9 議案第 7 1 号 令和 4 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 2 0 委員会の閉会中の継続調査の件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）に同じ

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、ただいまから令和4年第4回大衡村議会定例会第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番佐々木金彌君、11番佐藤貢君を指名いたします。

日程第2 議案第54号 大衡村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

議長（細川運一君） 日程第2、議案第54号、大衡村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは皆さん、おはようございます。

私のほうから、議案第54号大衡村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書については2ページ、新旧対照表については1ページをお開き願いたいと思います。説明については新旧対照表のほうで説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。

大衡村職員の定年等に関する条例でございます。まず、目次を新たに設定するものがございます。第1章から第5章、第1章総則から第5章の雑則、第14条までの部分でございます。

続いて第1章については、総則の部分で趣旨ということになります。地方公務員法の改正による対応条項の変更に係るものがございます。

第2章については定年制度でございます。定年については、職員の定年は年齢65歳と

するものでございます。60歳から65歳とするものということでございます。

第4条につきましては、定年による退職の特例等に係る条文の規定でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

あとは文言の修正等々はございますけれども、以上でございます。

あと4ページ、第3章については、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制に係る条文の制定でございます。60歳になったら、今の管理職から上限年齢、役職定年となるものでございます。

あとはこれが第7条で規定されておまして、管理監督職勤務上限年齢が、年齢60歳とするものでございます。

あとは第8条については、他の職への降任等を行うに当たっての遵守すべき事項になるものでございます。

あとは次のページ、5ページをお開き願いたいと思います。

第9条につきましては、管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督者への任用制限の特例に係る条文の制定の部分でございます。

続きまして、8ページをお開き願いたいと思います。

8ページ、第10条でございます。異動期間の延長等に係る職員の同意に係る条文でございます。これについては、いわゆる定年前、定年1年前ぐらいに、こういった条件になりますよという職員の同意を得ることの部分の条文でございます。

あとは、第11条は異動期間の延長事由が消滅した場合の措置でございます。

第12条につきましては、定年前再任用短時間勤務制に係る部分でございます。いわゆるフルタイム以外の常勤職員の定年退職日部分の、いわゆる1年を超えない範囲で短時間勤務をすることができるものでございます。現行も今ございますが、名称等が変更になるものでございます。

続きまして、第13条の部分でございます。第13条については、組合に係る部分の一部事務組合の年齢60歳以上の退職者を、いわゆるその勤務実績等々の情報に基づき、短時間勤務の職に採用することができる条文でございます。

第14条については、委任に関する規則部分でございます。附則といたしまして、定年等に係る経過措置という形でございます。段階的に令和5年4月1日から令和7年3月31日までは61年が定年と、最終的には令和13年3月31日までが64年という形の経過措置を行うものでございます。

あと第4項につきましては、情報の提供及び勤務の意思の確認の部分の条項でございます。

議案書8ページのほうに戻っていただきたいと思います。議案書8ページでございます。

附則といたしまして、施行期日でございますが、この条例については令和5年4月1日から施行するものでございます。

あとは第2条については、勤務延長に関する経過措置、先ほどご説明申し上げましたとおり、その期間によつての経過措置があるものでございます。

ずっと同じような形の経過措置等に係る条文の内容でございます。

以上、簡単でございますけれども説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） おはようございます。

全員協議会で説明の受けた条例の改正ですけれども、今回の改正は退職後の年金の受給から考えますと、ようやく65歳定年制が来たなという思いでございました。

本日は本会議ですので、確認する意味で質問いたしますけれども、今回の改正、65歳は分かりますが、何と申しますか、主とする骨子、まずその辺、大きい骨子たるものを質問したいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 大きい骨子といたしましては、令和3年6月11日に国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同じく地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴って、この定年延長に係る部分ができたものでございます。

大きい骨子といたしましては、定年の段階的な引上げに係るものがあります。令和5、6年度、現行は60歳でございますけれども、現行の60歳定年を段階的に引き上げて65歳とするものがまず1つ。

あと2つ目といたしまして、役職定年制、管理監督職勤務上限年齢制の導入という形でございます。いわゆる60歳の誕生日以降については、いわゆる管理監督者から落ちるといふか、降任という形になるものでございます。あとは給料の関係については、60歳に達した職員の給与については、今現行の70%相当の給与になるものという部分でございます。7割水準というの、これは今現行の再任用でも同じでございますが、60歳に

対しての職員の給与、あとは退職手当の関係も出てきます。退職手当については、現行、今60歳で一旦退職手当をもらって再任用という形になりますけれども、定年制度が延長されれば、例えば64歳が定年になられた職員については64歳で退職金をもらおうと。ただ、不公平感がなくなるような形で、その60歳のときのいわゆる給料月額で、いわゆる退職手当は支給されるというか、計算されるという特例措置もありますので、その点が大きい骨子となるものでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 段階的に定年、65歳に持っていくという経過措置、それから退職手当の関係、説明いただきましたが、この経過措置が外れるとといいますか、経過措置期間が終えて、65歳そのものが適用になるのは何年度からか、確認の意味で質問します。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 令和14年度中に65歳を迎える職員から、マックスの65歳定年となるものでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 64年度、令和15年の3月末退職者からという、理解しました。

全協においては資料も配付になっていたわけですがけれども、今回改正において、2年に1歳ずつ引き上げられ、定年が段階的に61歳、62歳、最終的に65歳と定年を迎えることになる改正なわけですがけれども、現在の職員において該当する方、61歳定年、62歳定年、どの程度の人数になっておるか質問します。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 来年の3月に退職される方は今のところ、今のところというか、おりません。定年退職者はおりません。61歳定年の方が2名、63歳定年の方が1名、64歳定年の方が1名、65歳マックスの定年の方が2名、それ以降については全て65歳になるというような計算になるものでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第55号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書のほうは17ページ、新旧対照表のほうは11ページをお開き願いたいと思います。

まず、1条から11条については一部改正に係る部分でございます。第12条については廃止に係る条文でございますので、よろしく願いいたします。

新旧対照表11ページをご覧願いたいと思います。

まず、第1条による改正でございます。大衡村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の部分で、改正部分については報告事項の、いわゆる地方公務員法の対応条項の改正に係るものでございます。

12ページ、第2条による改正の部分で、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、これについても文言等の整理での部分の改正によるものでございます。

続きまして、13ページをお開き願いたいと思います。

第3条による改正でございます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例。これについても1週間の勤務時間等々とありますけれども、いわゆる地方公務員法の条文、条項の改正による対応条項の改正及び、これが一番大きい部分でございますけれども、再任用短時間勤務職員の文言を、定年前再任用短時間勤務職員と改めるものでございます。

14ページも同じような改正の内容でございます。15ページも同じような短時間勤務職員の部分の改正によるものでございます。

あとは第4条による改正でございます。第4条による改正については、職員の育児休業等に関する条例の部分で、第2条の育児休業することができない職員の部分で、これについてはいわゆる第2条第3号の部分で、大衡村定年等に関する条例第9条（2）の規定による異動期間を延長された管理監督職員ということで、勤務延長に係る部分の職員を、育児休業がすることができない職員とするものでございます。

第9条についても同じような内容でございます。

あとは第17条についても、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員等と改めるものでございます。

第5条につきましては、大衡村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、これについても先ほどの条例の中身と同じく、勤務延長に係る職員の部分の、いわゆる職員の派遣は、の部分が除外されるという部分でございます。

続いて第6条でございます。第6条につきましては、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例でございます。これについても地方公務員法の改正に伴う対応条項の変更によるものでございます。

第7条でございます。第7条による改正、これは特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、これについても地方公務員法の対応条項の改正に伴う変更による改正でございます。

続いて21ページ、職員の給与に関する条例でございます。これについても、定年前再任用短時間勤務職員等の文言の変更が主なものでございます。あとは文言等の整理等々が主なものでございます。

ずっと行きますと、これについては30ページまで文言等の整理が続くものでございます。あとは附則といたしまして、定年延長に対する特例措置の部分の規定を新たに設けているものでございます。

続いて33ページでございます。

別表の変更でございます。現行の再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員と変更するものでございます。医療職給料表も同じような形で、職員の区分の内容の文言を変更するというものでございます。

あとは36ページ、第9条による改正でございます。

大衡村職員等の旅費支給に関する規則、これも地方公務員法の改正に伴う対応条項の変更によるものでございます。

続いて37ページ、第10条による改正でございます。

大衡村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、これにつきましても地方公務員法の改正に伴う再任用職員等に係る文言から、定年前再任用短時間勤務職員等になるものでございまして、そこの改正が主なものでございます。

あとは第11条による改正でございます。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、これについては文言の整理になるものでございます。

議案書のほう、24ページをお開き願いたいと思います。議案書24ページでございます。

第12条でございますけれども、職員の再任用に関する条例は廃止するものでございます。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。定年延長に係る条例と同時期に施行するものでございます。

あと第2条以降については、定義及び経過措置等に係る条文でございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第56号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書のほうは28ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表については、39ページをお開き願いたいと思います。説明については新旧対照表にてご説明申し上げます。

議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。まずもって期末手当の率でございますけれども、100分の162.5から100分の167.5、0.05か月分の引上げを行うものでございます。

第2条による改正につきましては、令和5年度以降の期末手当の支給に係る規定でございます。令和5年度以降については、現行の167.5から100分の165とするものでございます。この部分については人事院勧告の規定に基づいて、今般も議会議員の期末手当

に関する部分の率の引上げを行うものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第57号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案第57号でございます。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書については30ページ、新旧対照表については41ページをお開き願いたいと思います。

内容については議会議員の条例と内容は同じでございますが、改めて説明申し上げます。期末手当の額を100分の162.5から100分の167.5と、0.05か月分引き上げるものでございます。

第2条による改正については、令和5年度以降の期末手当の支給に関する部分でございまして、100分の167.5を100分の165とするものでございます。これについても、さきの人事院勧告に基づいて期末手当の引上げを行うものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第58号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書については32ページ、新旧対照表については43ページをお開き願いたいと思います。説明は新旧対照表にて行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

勤勉手当の率に係る改正でございまして、現行の100分の95から、令和4年12月に支給する場合については、100分の105を乗じて得た額の総額ということで、0.10か月分の引上げを行うものでございます。

あとは再任用職員、第20条の第2項の部分については、再任用職員の部分については現行の100分の45から、6月に支給する分においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50と、0.05か月分の引上げを行うものでございます。

あとは別表の関係でございます。別表の関係についても、給料表の改正を行っているものでございます。下線部についてが変更になった部分でございますので、ずっと見ていただいて、50ページが医療職給料表になるものでございます。

あとは第2条による改正でございますけれども、新旧対照表59ページをお開き願いたいと思います。

59条の部分で、第2条については令和5年度以降の支給に関する部分でございまして、100分の105から100分の100のほうに、勤勉手当の支給額が変更となるものでございます。あとは再任用職員についても、100分の50から100分の47.5に変更になるものでございます。

議案書について、41ページをお開き願いたいと思います。議案書41ページでございま

す。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございまして、第2条の規定については令和5年4月1日から施行するものでございます。

あとは第2条、第3条については、給与の内払い、規則への委任の条項を定めたものでございます。

説明については以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） この条例の改正についても全協で説明あったわけですが、内容の確認、やはり本会議でするのでさせていただきます。

今回の給与改定、人事院勧告に基づくという説明いただいておりますけれども、大きく私なりに捉えているのは民間給与との較差を是正する点。あと、職員年間期末勤勉手当で0.1月分を改正するというふうには捉えておるわけですが、村のこれらの条例の改正は、この人事院あるいは県の人事院の勧告に基づく点と異なる点あれば伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 国及び県の人事院勧告の規定と変わるものは何物もございません。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そうしますと、特別職は期末手当、職員については勤勉手当のアップを図るということで、今年の6月支給分から適用されると……令和4年の4月適用。要するに6月も改正後の支給率になるわけですが、今回は改めて12月のこれから支給されるやつで調整がなされると解釈してよろしいのか、再度伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 今回12月支給部分については、今現行の率で支給いたします。この後追加提案でされる期末勤勉の部分が、いわゆる遡った遡及分という形での期末勤勉になりますので、何というんでしょうかね、今回の追加提案前のいわゆる期末勤勉については、いわゆる現行の率での支給という形でのご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 勘違いしました。追加提案なされた場合のことを言ってしまいましたけれども、12月は現行で、追加提案の改正がなされれば12月で調整されるという今回の条例改正と理解してよろしいのか、最後に質問します。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） おっしゃるとおりでございます。今般のいわゆる改正については、人事院勧告の関係でございますけれども、民間給与との較差0.33%の部分を埋めるため、初任給及び若年層、おおよそ35歳程度までの若年層の月例給、いわゆる給料表を引き上げたものでございます。これが大きい肝となっております、なおかつ一般職員については勤勉手当の率を0.10か月引き上げるというものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 確認の意味で伺いますが、この月額表載っていますけれども、1級の再任用1号のところの15万100円というものが、最低賃金をクリアしているのかだけ確認させてください。これ何時間勤務で何日になっているものなのか。今宮城県883円です、22日8時間だと足りないかなというふうに計算したんですけれども、お願いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 当然最低賃金はクリアしているものという部分でございますので、一応何というんでしょうかね、月額じゃなくその1日当たりの、1週当たりですかね、1週当たり38時間の部分で計算をいたしますと、その月によって21日ですとか、22日ってありますけれども、少なくともいわゆる一番最低の部分の給料については、1時間当たりの最低賃金についてはクリアしているものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） この表そのものの金額は、他市町とも変わらないものなのでしょうか。確認です。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 基本的に6級制をしいている部分については他市町村も同じでございます。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第59号、大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書については43ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表については61ページをお開き願いたいと思います。説明については新旧対照表にて行わせていただきます。

まず、大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

附則といたしまして、給料表改定の効力発生時期の特例を設けるものでございます。給料表の改定が行われるときについては、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、いわゆる当該条例の施行の日の属する月の翌年度の初日から生ずるものとする、内容的にこのように書いておりますが、基本的に一般職員であれば、今回の給与、月例給については、令和4年4月1日に遡及適用されるものでございます。会計年度任用職員については、その遡及適用がないという部分での附則での条例の部分でございますので、一般職員と違って遡及適用がないということでのご理解をお願いしたいと思います。

あとは、別表については給料表の改正になるものでございます。これについても若干というか、人事院勧告等々の部分の関係で、いわゆる月例給ですかね、その部分を引き上げているものでございます。

議案書45ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 案第60号 令和4年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第60号、令和4年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） おはようございます。

それでは、議案第60号別紙でご説明申し上げます。

令和4年度大衡村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,808万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,882万6,000円とするものです。

第2条は債務負担行為の補正に係る規定で、第2表でご説明申し上げます。

第3条は地方債の補正に係る規定で、第3表でご説明申し上げます。

5ページ、ご覧いただきたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正です。追加が15件ありまして、1件目の広報おおひら印刷業務から一番最後、肺がんCT検診業務までの15項目でございます。期間についてはいずれも令和5年度に係るもので、限度額につきましては記載のとおりでございます。

次に、6ページをご覧いただきたいと思います。

第3表、地方債の補正です。1件追加ございまして、緊急自然災害防止対策事業債1,350万円が限度額でございます。こちらにつきましては、亀岡地区、大原地区の水路の測量調査設計業務でございます。

2の変更でございます。臨時財政対策債でございます。補正前が2億円でございます。1億3,260万円減額の6,740万円とするものでございます。

次に、補正の内容につきましては9ページで、事項別明細書でご説明申し上げます。歳入です。

1款1項1目個人村民税1,100万円の増。2目法人4,500万円の増。

2 項 1 目固定資産税5,500万円の増。

3 項 2 目種別割でございます。130万円の増。いずれも収入見込みによるものでございます。

10款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金276万8,000円の増。こちらにつきましては確定によるもので、いわゆる基地交付金で固定資産税相当額でございます。

次に10ページ、ご覧いただきたいと思います。

12款 1 項 1 目地方交付税 1 億7,399万1,000円の増でございます。こちらにつきましても、今年度の普通交付税の確定によるものでございます。

14款 1 項 2 目教育費負担金 2 万1,000円の減。説明記載 2 件分です。

16款 1 項 2 目衛生費国庫負担金13万3,000円の増。説明記載の負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種に係るもので、10分の10でございます。

2 項 1 目総務費国庫補助金352万1,000円の減。説明記載 3 件分でございます。地方創生臨時交付金につきましては、地域産業継続支援金事業確定による減額でございます。

2 目民生費国庫補助金448万4,000円の減。説明記載の補助金で事業確定によるものです。

次に11ページ、ご覧いただきたいと思います。

16款 2 項 7 目特定防衛施設周辺整備調整交付金 1 億5,540万8,000円の増。こちらにつきましては、学校給食センター整備事業に係る額確定による基金積立てへの充当でございます。

17款 2 項 2 目民生費県補助金100万円の増。こちらにつきましては、非課税世帯に対する灯油、燃料費補助金でございます。4 目農林水産業費県補助金537万4,000円の増。こちらにつきましては説明記載 2 件分でございます。2 件目の農村地域防災減災事業費補助金につきましては、ため池安全施設、救助ネットの設置費に係る国、県合わせまして71%相当分でございます。6 目振興総合補助金 1 万7,000円の増。

次に、19款 1 項 1 目一般寄附金755万4,000円の増。こちらにつきましては、下水道公社解散に伴う残余金の寄附と法人 1 件分でございます。2 目指定寄附金20万円の増。こちらにつきましては法人 1 件分でございます。

20款 2 項 5 目ふるさと基金繰入金19万8,000円の増。こちらにつきましては商工総務費へ充当するもので、PR用消耗品で充当予定でございます。

次に12ページ、お願いいたします。

6 目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金6,500万円の減。こちらにつき

ましては、給食センター整備事業への充当額確定によるものです。7目明神揚水機施設維持管理基金繰入金1万3,000円の増。8目赤水処理施設維持管理基金繰入金508万円の増。

次に、22款5項1目雑入617万円の増。こちらにつきましては説明記載の4件分で、4件目の補助金返還金につきましては、老人クラブ2地区分でございます。

次に、23款1項3目臨時財政対策債1億3,260万円の減。こちらにつきましては地方交付税、普通交付税が確定によりまして、交付税が伸びたことによる減額でございます。6目農林水産業債1,350万円。農業水利防災事業としての亀岡地区、大原地区の水路整備に係るものでございます。

次に13ページ、ご覧いただきたいと思えます。

歳出です。

歳出全般にわたりまして電気料の今回補正をさせていただいておりますが、電気料につきましては、燃料価格の高騰によります基本料金や燃料費調整額の増額変更による補正でございますので、全般において電気料の説明は割愛させていただきます。

2款1項1目一般管理費170万6,000円の増。2節から4節までは人件費、13節32万6,000円につきましては、物品借上料は職員用のパソコンに係るものでございます。4目会計管理費10万6,000円の増。5目財産管理費520万6,000円の増。10節需用費につきましては、光熱水費につきましては電気料でございまして、庁舎多目的施設に係る電気料でございます。修繕料はコピーカウンター料金となっております。

14ページをお願いいたします。

6目企画費1億5,646万1,000円の増。こちらにつきましては、主なものは1節報酬につきましては、会計年度任用職員報酬、デマンド型交通に従事する職員の係る報酬でございまして、6月から水曜日運行を開始しておりますので、その日数増額の分の補正でございます。18節負担金及び補助及び交付金9万9,000円の減につきましては、説明記載の4件分でございまして、コロナ禍におきましての事業の減少等による減額でございます。24節積立金1億5,540万8,000円につきましては、説明記載の給食センター整備事業基金への積立てでございます。8目財政調整基金費4,700万円の増につきましては、今般の公共施設整備基金積立てをしたいと思っております。9目無線放送施設費7万3,000円の減。こちらにつきましては、10節需用費は電気料でございます。13節につきましては、事業確定による物品借り上げの減額でございます。

次に、15ページをご覧いただきたいと思います。

2款1項10目諸費99万3,000円の増につきましては、主なものは10節需用費が防犯灯の電気料でございます。

2項1目税務総務費につきましては、2節から4節は人件費。

次のページ、16ページをお願いいたします。

2目賦課徴収費295万円の減につきましては、12節委託料の業務委託料、入札結果による減額でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費180万1,000円の増につきましては、2節から4節までは人件費でございます。

3款1項1目社会福祉総務費206万9,000円の減でございます。こちらにつきましては、説明記載の4事業分に係るものでございまして、2節から、次のページをお願いいたします。4節までは人件費、18節350万円の減につきましては、説明記載の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の事業完了によるものです。19節扶助費222万円につきましては、非課税世帯に対する福祉灯油助成でございます。

18ページをお願いいたします。

22節につきましては、国庫補助返還金389万7,000円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付事業の令和3年度の精算分でございます。2目国民年金費2,000円の減は、人件費でございます。3目老人福祉費218万円の減。説明記載の老人クラブ活動推進事業から後期高齢者医療事業までの7件、7事業分でございます。7節につきましては敬老会事業完了によるものでございます。22節につきましては、歳入でもご説明申し上げました老人クラブ活動推進事業に係る県補助金返還金でございます。4目障害者福祉費31万円の増につきましては、19節扶助費でございます。5目福祉センター管理費53万1,000円の増につきましては、10節は電気料、11節につきましては電話料でございます。

次の19ページ、ご覧いただきたいと思います。

2項1目児童福祉総務費につきましては、財源の入替えでございます。2目児童措置費33万円の増につきましては、22節国庫補助返還金でございます。子ども・子育て支援事業の令和3年度の精算分でございます。5目児童保育費1万3,000円の増につきましては、人件費となっております。6目児童福祉費244万1,000円の増につきましては、19節障害児通所支援に係る扶助費でございます。

4款1項1目保健衛生総務費239万4,000円の増につきましては、2節から4節は人件

費。

次のページをお願いいたします。

10節需用費につきましては、消耗品費でコロナ関連の生活支援物資に係るものでございます。2目母子保健費6万8,000円の増につきましては、2節から4節が人件費でございます。3目予備費8万6,000円の増につきましては、主なものは19節扶助費で、説明記載の予防接種健康被害給付費でコロナワクチン接種に係るものでございます。4目環境衛生費68万7,000円の増につきましては、2節、4節は人件費でございます。

次の21ページ、お願いいたします。

5款1項1目農業委員会費49万4,000円の増につきましては、2節は人件費、12節委託料につきましては、農地情報公開システムデータ再返還作業業務に係る委託料でございます。2目農業総務費165万円の減につきましては、人件費でございます。3目農業振興費561万5,000円の増につきましては、18節負担金補助及び交付金で432万4,000円の増でございます。説明記載2件分でございます。22節につきましては国庫補助返還金で、令和3年度の多面的機能支払交付金の精算分でございます。4目畜産振興費31万円の増でございます。説明記載の家畜排せつ物処理施設整備推進事業に係る補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

5目農地費2,350万円の増。こちらにつきましては12節委託料が、歳入でもご説明申し上げました亀岡、大原地区の水路整備に係る測量調査設計業務でございます。14節工事請負費につきましては、ため池の安全施設、救助ネットの整備費2か所分となっております。

2項1目林業振興費51万円の増につきましては、7節でワイヤメッシュ柵設置に係る報償費となっております。

6款1項1目商工総務費3,809万2,000円の増につきましては、2節、3節が人件費、10節需用費につきましては、消耗品費は21万1,000円、PR用グッズ代でございます。

次のページをお願いいたします。23ページご覧いただきたいと思います。

24節積立金4,000万円につきましては、企業立地促進基金への積立金で、今後の企業立地に備えるものでございます。2目商工振興費450万円の減につきましては、18節負担金補助及び交付金で、説明記載の地域産業継続支援金の事業完了によるもので、地方創生臨時交付金充当事業でございます。3目配水管管理費9,000円の増が人件費でござ

います。

7款1項1目土木総務費211万7,000円の減。2節から4節までが人件費でございます。次のページをお願いいたします。

2項1目道路維持費2,240万9,000円の増につきましては、主なものは12節委託料でございます。説明記載のとおりでございます。14節工事請負費につきましては、支出見込みによるものでございます。16節公有財産購入費につきましては、国道4号拡幅関連でございます。2目道路新設改良費117万5,000円の増につきましては、2節から4節が人件費、12節につきましては、支出見込みによる減額でございます。14節工事請負費につきましては、平林線防護柵設置に係るものでございます。

4項1目都市計画総務費674万7,000円の増につきましては、12節でございます。五反田、亀岡地区と河原、座府地区の地区計画策定に係るものでございます。2目公園費8万5,000円の増につきましては、10節電気料と水道料でございます。

次の25ページ、お願いいたします。

3目下水道費57万1,000円の増につきましては、繰出金でございます。

5項1目住宅管理費416万円の増につきましては、主なものは10節修繕料となっております。2目定住促進住宅管理費140万6,000円の増につきましては、2節から4節が人件費で、10節は修繕料となっております。

次のページをお願いいたします。

8款1項1目常備消防費1,033万6,000円の増。こちらにつきましては、18節の負担金補助及び交付金で、黒川行政事務組合に対する消防の負担金で、今般交付税の基準財政需要額に対しまして市町村の割合が変わるもので、その部分に係る増額補正でございます。

9款1項2目事務局費17万円の増です。こちらにつきましては、10節は電気料、11節は電話料でございます。

2項1目学校管理費477万円の増。10節光熱水費につきましては電気料でございます。次の27ページをお願いいたします。

11節役務費につきましては、デジタルブックインストール手数料となっております。

3項1目学校管理費446万2,000円の増。10節につきましては、電気料でございます。

4項1目社会教育総務費9万7,000円の増。2節から次のページの4節までは人件費、10節につきましては、青少年交流館に係る電気料でございます。2目公民館費27万

2,000円の減。4目平林会館管理費97万2,000円の増につきましては、電気料でございます。5目万葉研修センター管理費8万1,000円の増につきましては、電気料でございます。

5項1目保健体育総務費1万4,000円の減。2目体育施設管理費65万2,000円の増につきましては、10節電気料でございます。

次の29ページ、お願いいたします。

3目学校給食センター管理費6,463万8,000円の減につきましては、10節需用費の光熱水費は電気料でございます。14節工事請負費につきましては、給食センター整備費に係る減額でございます。

10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費508万円の増につきましては、2節、4節人件費で、10節は電気料でございます。3目明神揚水機維持管理費1万3,000円の増。次のページをお願いいたします。

2項1目公共土木施設災害復旧総務費532万6,000円の増につきましては、主なものは12節委託料と、13節使用料及び賃借料、15節原材料費でございます。

13款1項1目予備費127万4,000円の増につきましては、財源調整でございます。

次のページ、31ページにつきましては、給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案の質疑を行います。小川克也君。

1番（小川克也君） 先ほど一通り説明を受けましたが、その中でやはり光熱費、電気代、どの項目でも増額しているなど感じます。燃料価格の高騰等により仕方がないのかなと思いますが、これ本村で総額にしたらどのくらいになるのかお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

今般冒頭に価格高騰等による各公共施設の電気料の増額補正ということでご説明申し

上げましたが、こちらはその施設によって、その契約時期等も異なりますので、基本料金が変わるもの、あとは基本料金は変わりませんが、その燃料費の調達費が変わって単価が変わったもの、大きいもので庁舎が、小中学校含めまして、合わせて1,500万円ぐらいで、ちょっと集計はしておらないんですけども、今般2,000万円ぐらいかなというふうに感じてございます。

あと今般の増額補正につきましては、現時点におけるものでありますので、今後また電気料の変更等があれば、その時点でまた増額補正をお願いするようになるかもしれませんが、説明は以上となります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 各家庭でも電気代が上がっており、上がっても五、六千円とか、1万円以内だと思います。公共の施設となると、先ほど説明ありました2,000万円以上になるかだと思います。節約次第では大分縮められるのかなと思いますので、その辺今後の節約対策、取り組んでいるかと思いますが、その辺についてもお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 今般の電気料にかかわらずですけども、各施設において電気、スイッチ等のつけたり消したりというのでも小まめにされている、そういう配慮がされているものと思います。この件に関しましては課長会議等でも話題になっておりまして、職員全員が共通認識で対応していきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 課長会議等でも話回っているということですが、ぜひこの機会にもう一度皆さんで、私もですが見直していきたいと思いますので、その辺もう一度検討のほどよろしく願いいたします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご質問の趣旨のとおり、今後もなお一層そういった電気料等の節約等について、確認しながら努力していきたいという考えでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6 番（佐々木春樹君） 何点か伺います。

学校給食センター管理費のマイナス補正のところ、この補正だけを見ると事業が遅れたのか、節約されたのか、事業内容が変わったのか、よく分からないというところもありますので、現状の流れの中でのこの補正の持つ意味というんですかね、次年度に移っ

た分、節約できた分、そういったところ、少し分かりやすく説明願いたい。

それから、住宅管理費で400万円ほど増額になっていますけれども、その内容。

それから、都市計画総務費、五反田、亀岡、それから座府の計画というふうなご説明だったんですけれども、もう少しこの辺詳しく説明願います。

3点お願いします。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） まず、学校給食センター工事費の6,557万円の減額につきましては、まず1点目が入札結果による減額分といたしまして1,701万円。それから、厨房設備工事につきましては、こちらは今年度入札の発注区分のほうを、備品購入のほう、物品購入のほうに精査いたしまして、その部分と、あとは外構工事につきましては、契約時期のほうを来年度ということで精査をいたしまして、その部分、令和4年度当初予算のほうで、この前払い金の分を見込んでいたものを、令和5年度の予算での支払いに見直したことによる減額分が4,856万円、合わせまして6,557万円の減額となるものでございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、2点目の住宅管理費の事業費401万円の補正ですけれども、こちら修繕料の補正となっております。補正前700万円に対しまして、今般401万円増額で、補正後1,101万円の補正予算となります。内容といたしましては、住宅の退去修繕関係8件ほど、風呂釜修繕7件ほど、そのほか小破修繕30件弱を見込んでいるものでございます。

3点目の都市計画総務費の委託料の674万7,000円の増額の関係ですけれども、まず五反田、亀岡地区計画の関係ですけれども、こちらは地区計画の整備計画区域を拡大を図るための委託料といたしまして174万9,000円。あともう一つが、仮称ですけれども、河原、座府地区の地区計画を検討するために、基本構想等を検討するための予算といたしまして、499万8,000円を補正させていただくものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 学校給食センターに関しましては、いわゆる委員会にも全協でも説明はいただいていますけれども、現実的には遅れを取らず順調に進んでいるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

それから修繕費に関しては、北住宅の退去に関しては修繕を行うものなのか、そのま

まなのかということは、北住宅から退去する方の分の費用が入っているのか入っていないかというところがちょっと気になったものですから、その辺再度お願いします。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 工事につきましては、計画どおり進んでいるものと認識しております。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 住宅の修繕費、北住宅の関係ですが、北1住宅のご質問だと思っておりますが、北1住宅のほうは修繕をせずに、将来的には撤去解体のほうを計画しているものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 大分質問あったので、じゃあ2点だけ簡単にお伺いします。

企業立地について今回4,000万円ということですが、これ令和3年度の決算では4,000万円なかったんですね。それで、現在インターのところの団地造成とかしていますけれども、現段階で企業誘致、その他で支払い予定されるようなそういったもの、あるいは企業に対してアピールしていて手応えがあるような点があるのかどうかという点、1点お伺いします。

それからもう一つ簡単なことですが、中学校なんかの防音工事については、電気料補助されているわけですね。その点については、今年からでも増額されているのかどうかという点で確認したいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） まず1点目の関係でありますけれども、感触等も、というお話でありますけれども、現時点で今お話ありましたとおり、松の平3丁目の再造成進んでおります。令和7年の4月に分譲開始ということで、宅盤としては30ヘクタールぐらいということでありますので、当然その方向も見据えての基金等も積立てをしていくということでもありますけれども、近々の話題として新年度の予算等もこれから組んでいくわけでもありますけれども、そういったところでもこれから5年ぐらいにかけて、試算で担当課で持っている数字としては2億2,000万円ぐらいの、もう既に今立地しているところ、これから公表できそうなところを試算させていただくと、現在の見込みだけでも5年間でそのぐらいの、2億2,000万円ぐらいの支出が予想されております。3丁目の部分はそのさらにほかということになりますので、そういったことで今後支出が予想され

てまいりますので、計画的に財政等とも相談しながら積立てをしていかなければ、なかなか難しい、企業誘致の中でも奨励金というのは大きな企業様にとっても決断のポイントにもなっておりますので、そういったことで取り組んでまいりたいと考えております。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 電気料金の助成につきましては、電気料金の10分の5.5と、基本料金の3分の2の合計額が国のほうから入っております。もちろん今回電気料金が上昇すれば、それに見合った分で国のほうから助成金のほうも増えるというような見込みにはなりますので、こちらにつきましては3月の補正のほうで対応したいと考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） それで立地企業の奨励金等について企画のほうに改めてお伺いしますが、今話した2億2,000万円ほどという金額示されましたけれども、こういったものに関してやっぱり何というか、来年度予算で出すという方向は分かるんですけども、今小中学校の給食センターが積立金が要らなくなるという、そういった意味では、そういう余裕のある状態になるのかどうかという意味で、課長なりの考えをお伺いしたい。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず企業立地の基金につきましては、先ほど産業振興課長答弁申し上げたところでありまして、今後の企業の進出があれば、その奨励金を支出しなければいけませんので、5年度、これから当初予算も編成するわけでありまして、議員ご指摘のとおり基金の残高4,000万円程度でございますので、今後も見据えて計画的に積立てしなければいけないと思っておりますし、あとはもう一つ、公共施設整備の基金、こちらにつきましても相当今後積立てしていかないと、その単年度単年度の予算編成が大変厳しくなるというような認識でございますので、給食センターにつきましては防衛の9条交付金を積立てをしておりますが、次年度、5年度につきましても今現在8月工期で進んでおりますので、一次交付分の恐らく七、八千万円程度、こちら基金のほうに積立てできないかなというふうに考えております。

またその後につきましては、今実施しております104訓練の関係も、次年度の訓練計画がまだ公表されておられませんので、その辺の公表を見据えて、その9条交付金の使い道といいますか、事業等も検討していきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 私も今、質疑も一部出ましたけれども、基金の積立て関係について伺いたと思います。

今回の補正で14ページ、企画費の中で防衛の調整交付金の積立て、それからただいま質問ありました公共施設の整備基金の積立て、追加補正なんですけれども、防衛のほうは給食センターの整備費に全額行くということなんでしょうけれども、トータルで調整交付金の積立て、今回の補正後と給食センターに係る部分、残高どの程度になるものか、次年度以降のトータルの残高、その辺を確認したいと思います。

同じように公共施設の整備基金、これについても新規に基金ということで設立したわけですので、今回さらに4,700万円追加で、トータル当初3億円でしたかね、今回の補正をプラスした額の合計額をお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

まず、1点目の防衛9条の基金の残高等のご質問でございますが、基金につきましては、万葉すくすくと、給食センターと2本立てになっておりまして、万葉すくすくにつきましては3年度末の残高1,750万円ほどなんですけど、その年度で取り崩すのが当初予算上1,500万円でしたけれども、今後1,000万円にちょっと減額したいと考えておりまして、積立ても1,000万円ですので、積立と取崩しでプラスマイナスゼロというような基金の状況になる予定でございます。

給食センターにつきましては、3年度末で約4億円ほどの基金残高でございましたが、今般、今年度事業の充当事業の額が確定しましたので、その取崩し額を2億5,000万円で、今般積立てで補正をお願いしているのが1億5,540万円ほどでございますので、それを差し引きますと3億500万円ほどになります。

先ほど佐々木金彌議員のご質問にもお答えいたしましたが、5年度の9条の交付金の一次交付分、こちら積み増しできればなというふうに考えておるところでございます。（「給食センターだけでなくもう一つ」の声あり）

失礼しました。大変申し訳ございません。公共施設整備の基金につきましては、ご質問のとおり3億円ほど積立てをしておきまして、今回4,700万円、ちょっと切り悪い数字でありましたけれども、現時点で積立てをできる額ということで補正予算を計上させていただいておりますので、今後の財政上の状況も見据えながら、年間大体1億円ぐ

らいつつ積立てをしていきたいというふうには考えておるところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 給食センター、令和5年分も工事あるわけですけれども、そうしますと今の残高とプラス来年度分の交付金も、それも見込んでトータル的には令和5年度分の整備に係る経費については、大体基金で賄えるような、それで全額にはならないかもしれませんが、見通しとしては今の交付金残高で賄えるという見通しだと思うかどうか、その辺の見込みを伺いたいと思います。

あと、公共施設の整備基金、今回村税、交付税、ある程度一般財源として余裕が出てきた分として、こちらのほうに4,700万円積立てというような考えもあるのかなというふうに感ずるんですけれども、公共施設、これから改修工事いろいろ入ってくると思います。具体的に次年度以降、どのような整備基金としての支出、計画予定が具体的に立っているのかどうか、あとさっき課長言ったように、それに伴って積立てもある程度、毎年1億円ぐらい積立てできればというような話ですけれども、その辺の予想と伺いますか、計画見通しについて伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

まず、給食センターについてでございますけれども、先ほど学校教育課長答弁しましたとおり、今年度の予算につきましては減額させていただいておりますが、5年度分に振り替えた部分もございまして、令和5年度支出分が約5億円近くになるということで、そのうち9条の基金から3億円、先ほど申し上げました次年度の一次交付分、こちらの積立てできますれば、3億七、八千万円程度は9条の交付金の基金から充当できるものかと思っております。残りにつきましては、起債と一般財源ということでございまして、そのような事業計画でございます。

2点目の公共施設の基金の関係の事業計画でございますけれども、先般補正をお認めいただいたオスプレイ関連の再編交付金で、まず中学校の屋上防水をさせていただくということになっておりまして、そのほかの外壁等や天井材等の補修事業もしなければいけないのかなというふうに考えております。並行して庁舎と平林会館の大規模改修も考えておりまして、その事業を進めるに当たって、以前に一般質問等でもいただいておりますエレベーターの設置やらで、庁舎ができて40年経過するという中で、事務室の配置やら床のほうも、コンピューターの配置やらで、相当どのような配置であったり、電

気系統の配線がそのままいいのかとか、あるいは暖房設備等の配管等も、もろもろ修繕しなければいけないのかなというふうに感じております。その改修の計画も、例えば事務室の配置やら、ほかに必要なものがあるのかなのか、そういった観点も、いろいろな基本構想といたしますか、基本設計、そういったものも先に時間をかけて詰めていければなというふうに考えておるところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 防衛の調整交付金は特定の財源ですので、充当先限定されますけれども、公共施設の整備基金、今後のいろんな公共施設の改修とか、そういったものを控えていますので、やはり定期的な基金への積立てということは考える必要あると思うんですね。12月補正で多分村税だったり、交付税というのは追加、多分出ますよね、今までの状況を見ると。そうしますとやっぱり、その時点ではその中から幾らかは基金のほうに充当、積立てをするというような方針も必要かなと思うんですね、今後。余分に財源が余ってくるから積むというんじゃなくて、やっぱり当初からそういう追加の財源が見えてくれば、さっき課長が言ったように、定期的な金額を積んでいって準備するということは必要だなと感ずるんですけども、今後の考え方、最後に伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 公共施設の基金もそうですし、先ほどの企業立地の基金もそうですし、計画的に積み立てて、今年度の単年度負担が、財政の運営が容易になるように、窮屈にならないような計画立てをしていきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 2点ほどお伺いします。

まず、道路維持費の中の除排雪委託料2,365万4,000円計上補正されていますけれども、この補正された金額の主な目的、あと使用目的をお伺いします。

それから、常設消防費の中の黒川行政事務組合の消防で1,000万円ほど増額されておりますけれども、これは年間予算として、黒川消防署のほうに入ったりしている負担金、あるいは補助金等々がどのような形でプラスこの1,000万円になったのか。1億6,200万円というのが、たしか当初の予算だと思うんですけども、それにプラスされた理由を何なのかお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 道路維持費の委託料のうち、除排雪委託料ということで

2,365万4,000円補正させていただいておりますが、この内訳といたしましては、除雪費といたしまして2,076万円、融雪作業にかかる費用といたしまして289万4,000円を補正させていただいているものでございます。当初予算計上させていただいておりますが、近年の除雪等の実績等も踏まえながら、今回12月で増額をさせていただいたということでございます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 当初は高橋議員おっしゃるとおり、1億6,216万1,000円ということで、1,033万6,000円の増で1億7,249万7,000円という形になるものでございます。

企画財政課長の議案の説明の際に、基準財政需要額の変更という部分がありまして、毎年この普通交付税、この時期に基準財政需要額の変更も出てきます。ただ、今般についてはその基準財政需要額の中の補正係数というのがございまして、その単価がアップしたという部分で、その中でうちのほうと大郷にはなるんですけども、その補正係数のアップによって、その2つの町村がアップして、あと富谷とかですかね、富谷と大和はちょっと減額したという形になりますので、補正係数の変更によって1,000万円ほど増えたということでのご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 除排雪関係、当初たしか580万円ほどだったとっていたんです。それがいきなり2,000万円の補正ですから、随分大きくやって、それが事前に除雪、今後、今年も除排雪を、通常本当に毎月のように補正をかけてどんどん増やしていったというのが今までの通年なのですけども、今回は前もって2,000万円ほどのプラスアルファの除雪費用を準備しておく、これはいいことだと思うんですけども、そういうのであればもう少し、当初にも、初めから予算措置をすべきではなかったのか、今だから、できるからいいかもしれませんけれども、結局財政的ないろいろな問題あって、厳しい状態でいきなり今回のような2,000万円の増額というのは、やはり当初からそれを予定していたほうが予算組みをする上では、そちらのほうがいいんじゃないかというような判断をさせてもらうんですけども、その辺ももう一度伺います。

あと消防費のほうで1,000万円、今の課長の説明で大郷と大衡がちよっとパーセンテージが上がったということのようですけども、将来、今度黒川消防署が移転するという予定で準備されていると思うんですけども、それに対する大衡村の負担金額って予測はどのくらいされているのかお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 除雪、融雪の補正の考え方の部分のところなんですけれども、昨年度、そして一昨年度も大雪の影響で12月補正させていただいたのに、さらに1月に臨時議会で補正をさせていただいたという経緯もございました。また、令和元年度だったと思うんですが、逆にほとんど降らずに除雪、融雪費が予算残となるような状況もありまして、この予算の置き方、なかなかちょっと自然相手なので予算の置き方はなかなか難しいところはあるんですが、あと当初予算の予算の置き方の部分のところも、そういったその予測が難しい部分に加えまして、財源的な調整の中ということで、補正等々で対応しているというのが実情でございまして、その辺いろいろ近年の降雪の状況を見ながら予算の置き方については庁内でもいろいろ検討させていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 今度消防庁舎が建設されることによってどのぐらいの負担が出てくるかと、この今現在の金額というのは本当に常備消防の部分だけでございますので、当然増えるのは間違いないという部分でございます。ただ、今月ですかね、今月にその4か町村の財政及び消防担当課長さんの黒行での会議を経て、あと庁舎の建設の部分については、まだ具体的な金額が出ておりませんので、ただ案分割合については、ほぼほぼ決まってきていますので、その部分で当然この金額よりは増えるというのは覚悟の上で、ちょっとどのぐらいの金額になるかは、あとその入札、例えば黒行での入札結果等々によつての金額になるんだろうなというふうに思いますけれども、今現在1億7,000万円、これはあくまでも常備消防だけの部分でございますので、ちょっと何千、何億円増えるかというのは言えませんけれども、当然これより2億円以上にはなるんだろうなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 両課長の説明で理解できましたので、分かりました。

そして、今回の補正でこのような形で除雪、排雪の関係、2,000万円増額したということなんですけれども、それで当初じゃなくてやはりこういう状況を見てから予算措置をする上での問題点も、いろいろ全体的な流れを見なくちゃいけないということも分かりますけれども、やっぱり必要なところにきちんと当初から予算を置いておくべきではないかということをお願いしたいと思いますので、その辺答弁できるのであれば、ご答弁願いたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご意見のとおり除雪、融雪の関係は交通安全の対策等々もありまして、まず降れば必ず対応しなければいけないというところをご意見のとおりだと思います。

ただ、どうしても財源の調整等々の兼ね合いもありますので、予算の置く時期等々につきましても、財政サイドのほうともいろいろ協議させていただきながら、必要な予算はしっかりと確保していきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 保健衛生総務費の中の需用費、150万円の消耗品費なんですが、これコロナの生活物資ということだと思いますけれども、こちらは濃厚接触者に対しての生活物資の支給であって、1件につきどのくらいの金額になっているのか、その積算根拠です。

あともう一つは、道路新設改良費の14節です。工事請負費の中の290万4,000円ですか、これ平林の防護柵という説明がございましたけれども、こちら場所は大体ポプラ並木が切ったところのあの辺になるのかなとは思いますが、場所の特定と時期はいつになるものなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） ご質問の消耗品の関係ですけれども、おっしゃるとおりコロナの感染と、あとは濃厚接触者に対する支援の消耗品でございます。1件当たりの金額ですけれども、基本的な基本ベースの給付の消耗品ですと1万円弱でございます、オプションちょっとつけられまして、平均して1件当たり1万円ということでの試算でございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 平林の安全柵の設置の場所ですけれども、今ご質問いただいたとおりの場所で並木のところを予定しております、工事の積算等々は準備進めておりまして、年内契約ぐらいで工事自体は年明け以降になるかと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） コロナの生活物資、やはり今いろいろな県の生活物資も、前であれば保健所から自動的に行きまして、自分でいろいろ申請しなくても来るような状況になっていたのが、今来ないような状況で、自分で全部申請になっています。そんな中で、こ

の村の独自の生活物資の支給というのは、とても大事になっているというか、ありがたい存在、私もなっていましたので、そういうことでとてもありがたかったというのを自分が実体験したわけですね。その中でやはり、内容もとてもいいものであって、とてもいいこの物資の予算なんですけれども、これはいつまで大衡村として、独自の事業としてやっていくものなのか、まずその辺をお尋ねしたいと思います。

あと防護柵、そちらのほうですが、時期的にやはり子供たちの安全対策が一番大事だと思うんです。雪が降りますし、また積雪によってはいろいろ子供たちの通学に支障が来したりとか、そういう部分があると思いますので、その安全柵はどのようなものを考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 新型コロナウイルスの感染に係る生活用品の支援事業でございますが、現段階では今年度いっぱいということでの予定でございます。ただ、今新型コロナウイルス関係の法律関係が一応今年度いっぱいということになっておりますので、そちらのほうももし改正になるようであれば、村としても考えていかなければならない、そのように思っております。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 安全防止柵につきましては、これは年次的に毎年継続的に実施しているものでございまして、今年度は先ほど申し上げましたポプラ並木のエリアになるんですが、継続的にやってきているものと同じものになりますけれども、4段ビームの飛び出し防止の安全柵を設置する計画としているものでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 生活物資のほう、やはり県ではなかなか今の状況でいると自分で申請するというのも、本当に電話もつながらない、そういう状況で本当に大変な状況になっている、第8波、物すごい今までとは違うような形になっていきますので、そういう部分も見ながら、やはり村として独自の支援はできる限りやれるのであれば、継続するような形でやっていく方向にしていきたいと思います。

また、道路の関係、そちらのほうもやはり安全対策をきちんとした上で、子供たちに支障がないことを、やはり安全に一番に留意していただきたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） コロナウイルスに関わる生活用品の支援事業に関しましては、

村でできる範囲で、このまま法律の施行に合わせて継続してまいりたい、そのように思っております。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 交通安全対策につきましては関係課、または大和警察署を含む交通安全の対策会議のほうで毎年協議をさせていただいて、その対策の方法について検討させていただいておりますので、今後ともそういった会議等で関係機関のご意見等伺いながら対策してまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開を1時といたします。

午前11時50分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第61号 令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第61号、令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第61号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

議案第61号別紙、令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ6,674万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,007万1,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正についてでございますが、第2表でご説明申し上げます。それでは4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。債務負担行為の追加1件でございます。糖尿病性腎症重症化予防事業、期間は令和5年度で、限度額は、対象者に医師会で定める指示書料の単価を乗じた額とするものでございます。糖尿病性腎症による透析導入患者数の減少に向けて取り組む事業となっております。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について事項別明細書にてご説明申し上げますので、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税194万6,000円の増。1節医療給付費分現年課税分159万5,000円。2節後期高齢者支援金分現年課税分4,000円。3節介護納付金分現年課税分34万7,000円の増額で、収入見込みによるものでございます。

3款1項1目保険給付費等交付金6,480万円の増。1節普通交付金で、療養給付費等の増額に伴うものでございます。

次に8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費2,000円の増。職員の人件費によるものでございます。

2項1目賦課徴収費3,000円の増。10節需用費で、帳票印刷に係る増額分でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費5,730万円の増額と、9ページをお願いいたします。2項1目、一般被保険者高額療養費750万円の増額につきましては、支出見込みによるものでございます。

5款1項1目保健衛生普及費11万1,000円の増。1節報酬で、会計年度任用職員の人件費になります。

9款1項1目予備費183万円につきましては、財源調整になります。

10ページの給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） ちょっと分からないのでお伺いしたいんですが、債務負担行為、これ糖尿病性ということですが、これそのものは一般の人たちには全然負担がかからないようにという意味合いのことなんでしょうか。そしてまた、例えばこの事業が債務負担行為としてなった場合、大衡村としてはどの程度の金額を予想されるものかという、この2点お伺いします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） こちらの糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、糖尿病による重症化予防ということで、透析にかかる費用が高額であるために、早期に受診勧奨を行うなど、予防事業を行っていくものとなっております。

金額の想定につきましては、対象者数ちょっとまだ把握し切れてございませんでして、対象となる方は健診結果等を踏まえての、人数に応じた契約という形になりますので、単価を契約としているものでございます。

また、一般被保険者、全被保険者対象ではないんですが、こちらにつきましてはやはり国民健康保険に基づく相互扶助の関係から、やはり国保全体の会計が高額となるところから、医療費の削減を努めるとしての事業開始ということで、令和3年度から実施している事業になります。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） あわせてお伺いします。そうするとこれ国保関係だと。そうするとこれが後期高齢者なりに移行する場合には、どうなる状態なんでしょうか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） この事業につきましては、現在国保のみでの事業ではございますが、経過的にはこちらにつきましては保健事業の一環でございますので、継続でたとえ後期に移られた方であっても、健康福祉課のほうでの保健師、管理栄養士等による指導、もしくは医師会等に助言をいただきながらということで、協力を得ながら進めていく事業となっておりますので、今回こちらに上げさせていただいております事業は、国保では行ってございますが、トータル的には後々の後期高齢者医療にも結びつくものでございます。国保、後期高齢者医療ともに医療費削減に努める事業というふうに認識しているものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今回改めてこう出されたわけで、ほかの市町村についても、まだやっ

ていないわけなんですか。そういった意味でお伺いします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） こちらの事業は令和2年度から準備を重ねておまして、令和3年度から実施しているものでございますが、富谷、黒川地域ということで4市町村で進めている事業になります。

議長（細川運一君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 令和4年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第62号、令和4年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第62号別紙でご説明申し上げます。

別紙の1ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,663万2,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入です。

4款1項1目一般会計繰入金57万1,000円の増です。歳入歳出調整によるものです。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1 款 1 項 2 目環境管理費47万1,000円の増です。10節需用費ということで、電気料の増額補正となっております。

2 項 1 目公共下水道建設費10万円の増は、職員手当の増額でございます。

次ページに給与費明細書をつけておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑がないよう
です。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 6 3 号 令和 4 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正につ
いて

議長（細川運一君） 日程第11、議案第63号、令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予
算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第63号別紙によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

議案第63号別紙、令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、
次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳
入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億
9,649万1,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正に関わる規定で、第2表でご説明申し上げますので、4
ページのほうをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正です。大衡村地域包括支援センター運營業務委託で、期間

を令和5年度とし、限度額を2,150万円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款2項5目保険者機能強化推進交付金11万1,000円の増。6目保険者努力支援交付金3万6,000円の増。いずれも交付金確定による増額でございます。

7款1項2目その他一般会計繰入金16万4,000円の減。見込みによる減額でございます。

8款1項1目介護サービス計画収入13万円の増。確定による増額でございます。

8ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費16万4,000円の減。

2款1項4目居宅介護住宅改修費60万円の増。

3款2項1目一般介護予防事業費1万円の減。いずれも見込みによる増減でございます。

次のページをお開き願います。

3款3項包括的支援事業、任意事業は、財源の入替えでございます。

7款1項1目予備費31万3,000円の減は、財源調整でございます。

10ページの給与費明細書につきましては、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 介護保険制度、2022年危機と言われたこの会計年度だと思えるんですけども、今の補正の額を見ると、予定どおりで若干の増減修正というふうな感じには見えて取れるんですけども、実質数年前から言われていて、改正がなされたこの予算として、感覚的に次年度、さらにその先というふうなところを見た場合、どのような捉え方をしているのでしょうか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 介護保険計画3年に1回するわけですけども、今期の計画に関しましては、今2年目でございます。総額の給付費に関しましては、ほぼ予定どおり、もしくは若干実績のほうが少なくなるのではないかなというふうに見込んでおります。

ただ、3年間トータルでの計画でございますので、まだ1年ちょっとでございますので、このままいけば計画の範囲内での給付額になるものと見込んでおります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） あとは、このコロナ禍の中で、なかなか予防策として事業がやりづらかったのかなというふうにも思っているんですけども、そういったところで手応えというんですかね、実績として大衡としての特色のようなものあれば示していただきたいなど。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 介護予防のほうに関しましては、基本的に地域包括支援センター、そちらのほうで行っております、いわゆる事業名で申しますと、はつらつ塾や元気アップ教室、こちらが介護予防・日常生活支援総合事業というものになります。そういったものや一般介護予防事業、いきいきサロンですとか脳トレ教室、リハビリ指導ですか、そういったものを行っている状況でございます。ただコロナ禍で、なかなかその開催というものが滞ったかという、普通にとりか、感染予防対策きっちりしまして、予定どおりの回数を今のところこなせているというような状況でございます。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第64号 令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第12、議案第64号、令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第64号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,631万9,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入の4款1項1目一般会計繰入金66万1,000円の増です。歳入歳出調整によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の1款1項1目合併処理浄化槽管理費66万1,000円の増は、10節需用費といたしまして、修繕料の増額補正でございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第65号 令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第13、議案第65号、令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第65号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

議案第65号別紙、令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、

次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,407万5,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項2目普通徴収保険料638万4,000円の増。1節現年分で税率改定と所得金額の増額による収納見込みの増額分でございます。

3款1項1目事務費繰入金7万2,000円の減。職員の人件費によるものでございます。2目保険基盤安定繰入金61万2,000円の減。保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費7万2,000円の減。職員の人件費によるものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金577万3,000円の増。歳入でご説明いたしました保険料増額によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費1,000円の減額につきましては、財源調整になります。

9ページの給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第66号 令和4年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第14、議案第66号、令和4年度大衡村水道事業会計予算の補正につ

いてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第66号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村水道会計補正予算（第2号）についてでございます。

第1条は総則についてで、令和4年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は収益的収入及び支出について定めたもので、令和4年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款水道事業収益と支出の第1款水道事業費用、それぞれ2億3,619万8,000円に81万5,000円を追加し、2億3,701万3,000円とするものでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

第3条は資本的収入について定めたもので、予算第4条本文括弧書き中、過年度損益勘定留保資金3,042万8,000円を2,914万円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款資本的収入3億3,479万6,000円に128万8,000円を追加し、3億3,608万4,000円とするものでございます。

内容につきましては予算説明書でご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入についてでございます。

第1款2項5目雑収入45万円の増です。こちらは使用届出の未届者に対しましての過料請求分及び水道管破損事故に係る賠償金分の補正となっております。6目長期前受金戻入20万8,000円。こちらは国道4号拡幅関連及び善川遊水地関連で一部除却した分に係る増額補正となっております。

3項2目過年度損益修正益15万7,000円です。こちら使用届未届者分の過年度使用料相当分となっております。

次のページをお願いいたします。

支出の第1款1項2目配水及び給水費28万4,000円。3節光熱水費8万4,000円と8節動力費20万円の増額につきましては、電気料の補正となっております。4目総係費21万7,000円の増です。2節手当20万円。14節手数料1万7,000円の増です。5目減価償却費37万2,000円の増です。令和3年度未計上資産分の償却開始分に係る補正となっております。

4項1目予備費5万8,000円の減は調整によるものです。

次のページをお願いいたします。

資本的収入の第1款1項1目開発負担金128万8,000円の増です。開発負担金1件分の補正となっております。

次のページ、給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第67号 令和4年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第15、議案第67号、令和4年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それではご説明申し上げます。議案第67号別紙でご説明申し上げます。

1ページご覧いただきたいと思います。

令和4年度大衡村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳出予算の補正に係る規定で、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は「第1表歳出補正予算」による。

次に4ページをお開きいただきたいと思います。

今回追加補正予算をお願いするわけでございますけれども、こちらにつきましては午前中に議案でお認めいただきました人事院勧告によるベースアップ関係の関係条例改正による補正でございます。職員等に係る期末勤勉手当の差額分に係る追加補正となっておりますので、4ページの1款1項1目議会費の職員手当等から、8ページの9款5項3目学校給食センター管理費につきましての職員手当等の説明は割愛させていただきます。

5ページ、お開き願いたいと思います。

2款1項5目財産管理費29万2,000円の増。こちらにつきましては14節工事請負費で、6月27日から実施しておりました庁舎等の災害復旧に係ります修繕工事でございます。こちらは11月30日までの工期で進めておりました。予定していた工事が完了いたしましたので、11月25日に最終確認の外壁等に水をまいて散水試験を行ったところであります。庁舎と平林会館のつなぎ目部分、あるいは2階、3階、部分的に散水試験を行ったところ、多少の漏水が発見されたことから、外壁の防水塗装工事を追加で発注するために、今回総額で41万8,000円ほど増額となる予定でございますので、差額分の予算不足額29万2,000円を、増額補正をお願いするものでございます。

次に8ページ、お開き願いたいと思います。

13款1項1目予備費181万6,000円の減。こちらにつきましては財源調整でございます。

9ページ、10ページにつきましては給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 人件費の件に関しましては説明されていますので、このタイミングしかなかったのかなとは思いますが、庁舎管理費の部分、今の説明ですと11月の後半に検査をして、若干の修繕が必要だということでの増額補正なんだろうと思うんですけども、結果的に災害を受けて、この庁舎の修繕に要した費用、それから年月というか、日にち分ですね。それと、この議会の2日目のときに、そこの天井についている火災報知器が若干落ちていたというふうなところもございました。その辺、この管理というふうなところで、どういった感じになっているのか再度お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 先ほどご説明申し上げました庁舎等の災害復旧につきましては、9月補正予算の増額の補正予算をお認めいただきながら、6月27日から開始しております。工期的には11月30日で完了予定でありました。先ほどお話ししましたように、ほぼ予定しておりました工事が完了したものですから、最終確認の意味で庁舎と平林会館のつなぎ目でありますとか、そのつなぎ目部分と、あと2階と3階のつなぎ目部分の壁、そちらに漏水がないのかどうかの水をかけて、その部分的に、段階的に試験をしたところ、つなぎ目部分はないということと、あと2階部分の天井高ぐらいからの部分で水をかけた場合も漏水が見当たらなかった。最終的に3階の天井高の部分から壁に水をかけたところ、多少の漏水が発見されたものですから、外壁に防水塗装を施工するべく、今般の増額補正をお願いするものでございまして、当初の予算が759万円で、9月の補正で650万円ほど増額して、現契約では1,400万円ほどになっております。その中で、今回追加で外壁防水塗装が41万8,000円ほどかかるということで、今回不足額を増額補正させていただくものでございます。

日数的には6月の末から11月30日まで約5か月間で、150日程度でありましたけれども、資材等の発注等もちよっと時間がかかったものはありますけれども、ある程度順調に進んで、ここまで工事が進んでまいりました。現在のところ、その漏水箇所の外壁の防水工事を施工するべく今調整を行っておりますので、工期的にはちよっと明日ぐらいまで延期をしておりましたので、今回お認めいただければ、また再度変更契約をいたしまして、年内に工事のほうを完了をしたいというふうに考えております。

あと、もう1点の議場の天井の火災報知器のずれといいますか、先週議会を傍聴された方からご指摘をいただいたところでありまして、この改修工事の中である議場の部分については、一旦完了検査といいますか、確認をしたところ、そのずれはなかったんですけども、その後何回か小さな地震でありましたけれども、そのことによってちよっとずれていたのかなというふうに感じておりまして、土曜日の日ですけれども、復旧をさせていただいたところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） せっかく修繕して、ちょっとした地震、あまり記憶にない地震で、ちよっと落ちてしまうということは、ここ大丈夫なんですかってやっぱりなりますよね。なのでその検査なり、その施工そのものの安全性というんですか、そこをやっぱり担保しないと、またここが使えなくなるなんてこともなくもないので、その辺しっかりとや

っていただければと思いますが。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご指摘のとおりで、ご心配をおかけして大変申し訳ございません。なお、工事全て完了する前に再度確認をさせていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） ただいまの質問に関連するんですけども、その防水の在り方ですけれども、非常に将来的に考えた場合に、散水試験をやって確認されたということですが、最近雨もそれなりに大雨というか、そういう庁舎壁面がさらされるような雨もあまりない中で、散水試験はやったものの、今回不足分を経費を追加して補修、工期も延長せずに、ここ数日で終わるといように、説明取ったわけですが、修繕工事ゆえに、補償の関係ですが、瑕疵期間とかそういうのではないと思うんですけども、施工上の補償といえますか、その辺は契約書上どういうふうになっているのか、非常に庁舎の漏水ゆえに、心配するゆえに質問するんですが、その施工保証上はどのようなふうになっているか、確認の質問です。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 今般補正を計上しています防水塗装に関してのご質問であります。こちらにつきましては、外見でといいますか、見た目はさほど分からないようなクラックが入っていて、それらから壁に水が浸透して漏水しているということでございますので、その辺のクラックの補修もしながら防水塗装を計画するというところでございます。

今後、まだ変更契約結んでおりませんので、材料、試験等、書類が業者側から提出されまして、その辺の保証期間等も確認しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 建物の漏水、雨漏りといいますか、でありますので、将来的に考える場合に非常に不安な要素が残ってしまうわけですが、ぜひ徹底してその辺、11月30日で工期は終えたものの、その辺工期の問題でないと思います。徹底した施工の管理、どういう方法で確認をするのか、散水試験は最初の完成検査時にやったということですが、長い目で考えた場合に、これせつかく庁舎修繕したものの、非常に心配されるのでありますので、ぜひ徹底した、その辺の確認というのをやっていただきたい

というふうに思います。

答弁を求めて終わります。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

今回の工事につきましては、あくまでも災害復旧工事での修繕工事となっておりますわけ
でございます。今回補正をお願いしておりますのは、先ほどお話ししたように漏水部
分の補修工事でございます。午前中の一般会計の補正予算、7号の補正予算でもご質問
いただいておりますので、それらも念頭に置きながら、いろいろ調査を進めながら、そう
いった工事も進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） ほかに質問ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第68号 令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について

議長（細川運一君） 日程第16、議案第68号、令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会
計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第68号別紙でご説明申し上げます。

令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定める
ところによる。

第1条は歳出予算の補正についてで、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳出予算の金額は「第1表歳出補正予算」によるものでござい
ます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳出補正予算をご覧ください。

一般会計での説明にありましたとおり、条例改正による職員1名分の人件費補正でございます。

1款1項総務管理費4万3,000円の増。こちらにつきましては、勤勉手当分の増額でございます。

9款1項予備費4万3,000円の減。こちらにつきましては、財源調整によるものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第69号 令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第17、議案第69号、令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第69号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第69号別紙、令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳出予算の補正についてで、歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は「第1表歳出補正予算」によるものでございます。

説明のほう、事項別明細書4ページのほうをお開き願います。

3款2項1目一般介護予防事業費。人事院勧告による増額分でございます。

7款1項1目予備費。こちらは財源調整でございます。

5ページは給与費明細書でございます。後ほどご確認いただきたいと思っております。

説明に対しては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑がないよう
です。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第70号 令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正に
ついて

議長（細川運一君） 日程第18、議案第70号、令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計
予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第70号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳出予算の補正についてでございます。歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は「第1表歳出補正予算」によるものでございます。

内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費2万5,000円の増は、人事院勧告に伴う職員手当の補正でございます。

3款1項予備費2万5,000円の減につきましては、財源調整です。

次ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第71号 令和4年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第19、議案第71号、令和4年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第71号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条は総則について定めたもので、令和4年度大衡村水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条は収益的支出について定めたものでございまして、内容につきましては予算説明書でご説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

収益的支出の第1款1項4目総係費3万6,000円の増は、人事院勧告に伴う職員手当の補正でございます。

4項1目予備費3万6,000円の減は、財源調整でございます。

次ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑がないよう
です。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（細川運一君） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち調査中の事件について配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第4回大衡村議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午後 1時50分 閉 会
